



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年7月1日火曜日 第2584号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

生活保護法施行細則及び愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部を改正する規則..... (保健福祉課) ... 537

## 告 示

自衛官候補生の募集..... (総務管理課) ... 556

自衛官候補生の採用試験..... ( " ) ... 556

地籍調査の成果の認証..... (農政課) ... 557

土地改良事業の工事の完了(2件)..... (農地整備課) ... 557

道路の区域変更(一般国道378号)..... (南予地方局管理課) ... 557

道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 557

## 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (保健福祉課) ... 558

## 規 則

### ○愛媛県規則第30号

生活保護法施行細則及び愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月1日

愛媛県知事 中村時広

### 生活保護法施行細則及び愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

(生活保護法施行細則の一部改正)

**第1条** 生活保護法施行細則(昭和56年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(委任)	(委任)
<b>第2条</b> 法第19条第4項 _____ の規定に基づき、知事は、法第24条から第29条まで、第30条から第37条の2まで、第48条第4項 _____、第62条第3項及び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、 <u>第78条の2第1項</u> 、第80条並びに第81条 _____ に規定する保護の決定及び実施に関する事務 _____	<b>第2条</b> 法第19条第4項及び第20条の規定に基づき、知事は、法第24条から第37条まで、第40条第2項、第41条第2項、第4項及び第5項、第42条、第44条第1項、第45条、第46条第2項及び第3項、第48条第3項及び第4項、第62条第3項及び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条 _____、第80条並びに第81条並びに省令第7条並びに第8条第1項及び第4項に規定する保護の決定及び実施に関する事務(法第44条第1項の規定による報告徴収及び立入検査、法第45条の規定による改善命令等、法第46条第2項の規定による管理規程の届出の受理、法第46条第3項の規定による管理規程の変更命令並びに法第48条第3項の規定による同条第2項の指導の制限及び禁止にあつては、2以上の施設を設置する社会福祉法人に係るものを除く。)を地方局長に委任する。
<u>2</u> 法第20条の規定に基づき、知事は、法第40条第2項、第41条第2項及び第5項、第42条、第44条第1項、第45条第1項、第2項及び第4項、第46条第2項及び第3項、第48条第3項、第77条第1項並びに第78条(第4項を除く。)並びに省令第7条に規定する事務(法第44条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査、法第45条第1項、第2項及び第4項の規定による改善命令等、法	

第46条第2項の規定による管理規程の届出の受理、法第46条第3項の規定による管理規程の変更命令並びに法第48条第3項の規定による同条第2項の指導の制限及び禁止にあつては、2以上の施設を設置する社会福祉法人に係るものを除く。)を地方局長に委任する。

3 法第55条の4第2項の規定に基づき、知事は、同条第1項、法第55条の5及び第78条の2第2項に規定する就労自立給付金の支給に関する事務を地方局長に委任する。

(申請書等)

**第5条** 法第24条第1項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する申請書の様式は、生活保護法による保護申請書(様式第14号)とする。ただし、現に医療扶助以外の扶助又は介護扶助以外の扶助を受けている者が医療扶助又は介護扶助を申請する場合にあつては、保護変更申請書(様式第15号)とする。

2 省令第1条第5項に規定する申請書の様式は、生活保護法による葬祭扶助申請書(様式第16号)とする。

3 省略

(決定通知書)

**第6条** 法第24条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)及び第25条第2項に規定する書面の様式は、保護の開始又は変更を決定する場合にあつては保護決定通知書(様式第21号)、却下する場合にあつては保護申請却下通知書(様式第22号)とし、法第26条第1項に規定する書面の様式は、保護廃止・停止決定通知書(様式第23号)とする。

(資料の提供等)

**第8条** 地方局長は、法第29条第1項の規定により資料の提供等\_\_\_\_\_を求めるときは、生活保護法第29条第1項の規定に基づく資料提供等依頼書(様式第25号)又は扶養義務者に係る資料提供等依頼書(様式第26号)を送付しなければならない。

(扶養照会等)

**第8条の2** 省略

2 法第24条第8項に規定する書面の様式は、生活保護法第24条第8項の規定に基づく通知書(様式第26号の3)とする。

3 地方局長は、法第28条第2項の規定により報告を求めるときは、生活保護法第28条第2項の規定に基づく報告依頼書(様式第26号の4)を送付しなければならない。

(医療要否意見書等)

**第11条** 省略

2 法第24条第10項の規定により町長が保護変更申請書(傷病届)(入院外医療扶助を申請する場合に限る。)を受け取つたときは、当該町長は、直ちに診療依頼書(入院外)(様式第35号)を要保護者に交付するものとする。

(給付券等)

**第12条** 医療扶助又は介護扶助の現物給付は、次に掲げる給付券等を交付して行うものとする。

(1)～(4) 省略

(受療連絡票)

**第13条** 地方局長は、施術券・施術報酬請求明細書(様式第40号(その3))を交付した場合において、交付を受けた者が他の指定医療機関で現に治療中であるときは、生活保護法による医療扶助のはり・きゆう受療連絡票(様式第43号)により当該指定医療機関に連絡しなければならない。

(申請書等)

**第5条** 省令第2条第1項

\_\_\_\_\_に規定する書面の様式は、生活保護法による保護申請書(様式第14号)とする。ただし、現に医療扶助以外の扶助又は介護扶助以外の扶助を受けている者が医療扶助又は介護扶助を申請する場合にあつては、保護変更申請書(様式第15号)とする。

2 省令第2条第3項に規定する書面の様式は、生活保護法による葬祭扶助申請書(様式第16号)とする。

3 省略

(決定通知書)

**第6条** 法第24条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)及び第25条第2項に規定する書面の様式は、保護の開始又は変更を決定する場合にあつては保護決定通知書(様式第21号)、却下する場合にあつては保護申請却下通知書(様式第22号)とし、法第26条第1項に規定する書面の様式は、保護廃止・停止決定通知書(様式第23号)とする。

(調査依頼)

**第8条** 地方局長は、法第29条\_\_\_\_\_の規定により調査を囑託し、又は報告を求めるときは、生活保護法第29条の規定に基づく調査依頼書\_\_\_\_\_ (様式第25号)又は扶養義務者調査依頼書\_\_\_\_\_ (様式第26号)を送付しなければならない。

(扶養照会)

**第8条の2** 省略

(医療要否意見書等)

**第11条** 省略

2 法第24条第6項の規定により町長が保護変更申請書(傷病届)(入院外医療扶助を申請する場合に限る。)を受け取つたときは、当該町長は、直ちに診療依頼書(入院外)(様式第35号)を要保護者に交付するものとする。

(給付券等)

**第12条** 医療扶助又は介護扶助の現物給付は、次に掲げる給付券等を交付して行うものとする。

(1)～(4) 省略

(5) 生活保護法による施術費給付承認書(はり・きゆう)・施術費給付請求書(はり・きゆう)(様式第41号)

(受療連絡票)

**第13条** 地方局長は、前条第5号に掲げる承認書

\_\_\_\_\_を交付した場合において、交付を受けた者が他の指定医療機関で現に治療中であるときは、生活保護法による医療扶助のはり・きゆう受療連絡票(様式第43号)により当該指定医療機関に連絡しなければならない。

(医療機関等の指定申請書等の経由)

第15条 省令第10条第2項及び第4項、第10条の6第2項、第10条の7、第10条の8第1項、第14条第3項並びに第15条の規定により知事に提出する書類は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づく条例の規定により、市がその受理又は受付等に関する事務を処理することとされたものを除き、医療機関、介護機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所を管轄する地方局長を経由しなければならない。

(町長の協力事務)

第16条 法第24条第10項に規定する書面の様式は、生活保護法による保護申請に伴う調査書(様式第50号)とする。

2~5 省略

第23条 省略

(就労自立給付金支給申請書等)

第23条の2 省令第18条の4第1項に規定する申請書の様式は、就労自立給付金支給申請書(様式第66号の2)とする。

2 地方局長は、就労自立給付金の支給を受けようとする被保護者から前項の申請書の提出があつたときは、就労自立給付金支給(不支給)決定調査(様式第66号の3)により就労自立給付金の支給又は不支給を決定するものとする。

3 地方局長は、前項の規定により就労自立給付金の支給の決定をしたときは就労自立給付金支給決定通知書(様式第66号の4)により、就労自立給付金の不支給の決定をしたときは就労自立給付金不支給決定通知書(様式第66号の5)により、それぞれ前項の被保護者に通知しなければならない。

第26条 省略

(徴収金納入申出書)

第26条の2 省令第22条の3第1項に規定する申出書の様式は、徴収金納入申出書(様式第69号の2)とする。

様式第14号(第5条関係) 生活保護法による保護申請書 省略

省略
上記のとおり相違ないので、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を申請します。
省略

記入上の注意

1・2 省略

3 不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合、生活保護法第85条第1項又は刑法(明治40年法律第45号)の規定によつて処罰されることがあります。

4 省略

別紙1 資産申告書

(表)省略

(裏)

省略
記入上の注意
1~4 省略
5 不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合、生活保護法第85条第1項又は刑法の規定によつて処罰されることがあります。

別紙2 収入申告書

(表)省略

(裏)

(医療機関等の指定申請書等の経由)

第15条 省令第10条第1項、第10条の2第1項、第14条第1項及び第15条の規定により知事に提出する書類は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づく条例の規定により、市がその受理又は受付等に関する事務を処理することとされたものを除き、医療機関、介護機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所を管轄する地方局長を経由しなければならない。

(町長の協力事務)

第16条 法第24条第6項に規定する書面の様式は、生活保護法による保護申請に伴う調査書(様式第50号)とする。

2~5 省略

第23条 省略

第26条 省略

様式第14号(第5条関係) 生活保護法による保護申請書 省略

省略
上記のとおり相違ないので、生活保護法
による保護を申請します。
省略

記入上の注意

1・2 省略

3 不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合、生活保護法第85条
又は刑法
の規定によつて処罰されることがあります。

4 省略

別紙1 資産申告書

(表)省略

(裏)

省略
記入上の注意
1~4 省略
5 不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合、生活保護法第85条
又は刑法の規定によつて処罰されることがあります。

別紙2 収入申告書

(表)省略

(裏)

省略

記入上の注意

1～7 省略

8 不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合、生活保護法第85条第1項又は刑法の規定によつて処罰されることがあります。

別紙3 同意書

省略

生活保護法による保護の決定若しくは実施又は同法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の次に掲げる事項 \_\_\_\_\_につき、貴地方局が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行 \_\_\_\_\_、信託会社、私等の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴地方局の資料の提供等の要求 \_\_\_\_\_ に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- (1) 氏名及び住所又は居所
(2) 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
(3) 健康状態
(4) 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
(5) 支出の状況
保護廃止後は、(2)及び(5)の事項にあつては、保護を受けていた期間における事項に限ります。

記入上の注意 省略

様式第17号（第5条関係） 給与証明書

（表）省略

（裏）

省略

記入要領

省略

注意

この証明書は、世帯から地方局長宛てに収入申告のなされた場合に添付されるものです。

なお、事実と違った証明をした場合には、生活保護法（昭和25年法律第144号）第85条第1項の規定によつて処罰されることがありますから注意してください。

様式第24号（第7条関係） 検診命令書等

省略

省略

注意

- 1 省略
2 この検診命令は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第28条第1項の規定に基づくものです。
3 この検診命令を受けないと、生活保護法第28条第5項の規定により、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更され、停止され、若しくは廃止される場合があります。
4 省略

省略

記入上の注意

1～7 省略

8 不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合、生活保護法第85条 \_\_\_\_\_ 又は刑法の規定によつて処罰されることがあります。

別紙3 同意書

省略

\_\_\_\_\_ 保護の決定又は実施 \_\_\_\_\_ のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の資産及び収入の状況につき、貴地方局が官公署に調査を囑託し \_\_\_\_\_、又は銀行、生命保険会社、信託会社、私等の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴地方局の調査囑託又は報告要求に対し、官公署 \_\_\_\_\_ 又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署 \_\_\_\_\_ 又は銀行等に伝えて構いません。

記入上の注意 省略

様式第17号（第5条関係） 給与証明書

（表）省略

（裏）

省略

記入要領

省略

注意

この証明書は、世帯から地方局長あてに収入申告のなされた場合に添付されるものです。

なお、事実と違った証明をした場合には、生活保護法第85条 \_\_\_\_\_ の規定によつて処罰されることがありますから注意してください。

様式第24号（第7条関係） 検診命令書等

省略

省略

注意

- 1 省略
2 この検診命令は、生活保護法 \_\_\_\_\_ 第28条第1項の規定に基づくものです。
3 この検診命令を受けないと、生活保護法第28条第4項の規定により、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更、停止 \_\_\_\_\_ 若しくは廃止される場合があります。
4 省略

様式第25号（第8条関係）生活保護法第29条第1項の規定に基づく資料提供等依頼書

生活保護法第29条第1項の規定に基づく資料提供等依頼書

省略

生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定若しくは実施又は同法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の事項について資料の提供等を求めます。

なお、入手した資料については、当局において秘密の保護に万全を期すこととしますので、念のため申し添えます。

（参考）

生活保護法（抜粋）

（資料の提供等）

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

(1) 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

(2) 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 別表第1の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

様式第26号（第8条関係）扶養義務者に係る資料提供等依頼書

扶養義務者に係る資料提供等依頼書

省略

扶養義務者に係る資料提供等依頼についての回答

省略

省略

注 省略

様式第37号（第12条関係）生活保護法介護券

省略

省略

指定居宅介護支援事業者・  
指定介護予防支援事業者名

省略

様式第25号（第8条関係）生活保護法第29条の規定に基づく調査依頼書

生活保護法第29条の規定に基づく調査依頼書

省略

保護の決定又は実施は実施\_\_\_\_\_のため必要がありますので、生活保護法第29条の規定に基づき、次の事項について照会します\_\_\_\_\_。

なお、入手した資料については、当局において厳秘資料として扱いますので\_\_\_\_\_念のため申し添えます。

（参考）

生活保護法（抜粋）

（調査の囑託及び報告の請求）

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

様式第26号（第8条関係）扶養義務者調査依頼書

扶養義務者調査依頼書

省略

扶養義務者の調査依頼についての回答

省略

省略

注 省略

様式第37号（第12条関係）生活保護法介護券

省略

省略

指定居宅介護支援事業者・  
地域包括支援センター名

省略

省略

様式第40号（第12条、第13条関係） 施術券・施術報酬請求明細書

様式第40号（その1）・（その2） 省略

様式第50号（第16条関係） 生活保護法による保護申請に伴う調査書

省略

別紙のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護申請書を受け取つたので、同法第24条第10項の規定により保護に関する参考事項及び意見を添えて送付します。

省略

様式第70号（第27条、附則第5項関係） 生活保護費負担金精算

（調）書

省略

省略		
生活扶助	省略	
住宅扶助		
教育扶助		
出産扶助		
生業扶助		
葬祭扶助		
施設事務費及び委託事務費		
小計		
医療扶助		
介護扶助		
省略		

注意 1～3 省略

4 構成比率は、百分率で小数点以下2桁まで算出すること。

様式第74号（第30条関係） 生活保護費経理状況調

省略	
出産扶助費	省略
生業扶助費	
葬祭扶助費	
施設事務費及び委託事務費	
小計	
医療扶助費	
介護扶助費	
省略	

記入要領 1 省略

2 前月支出額との比率欄には、百分率をもつて各扶助費別及び合計欄について記入し、小数点以下1桁まで算出すること。

3 省略

省略

様式第40号（第12条 \_\_\_\_\_ 関係） 施術券・施術報酬請求明細書

様式第40号（その1）・（その2） 省略

様式第50号（第16条関係） 生活保護法による保護申請に伴う調査書

省略

別紙のとおり生活保護法 \_\_\_\_\_ による保護申請書を受け取つたので、同法第24条第6項の規定により保護に関する参考事項及び意見を添えて送付します。

省略

様式第70号（第27条、附則第5項関係） 生活保護費負担金精算

（調）書

省略

省略		
扶 助 費	生活扶助	省略
	住宅扶助	
	教育扶助	
	介護扶助	
	医療扶助	
	出産扶助	
	生業扶助	
	葬祭扶助	
	小計	
	施設事務費、委託事務費	
省略		

注意 1～3 省略

4 構成比率は、百分率で小数点以下2桁まで算出すること。

様式第74号（第30条関係） 生活保護費経理状況調

省略		
介護扶助費	省略	
医療扶助費		
出産扶助費		
生業扶助費		
葬祭扶助費		
小計		
施設事務費及び委託事務費		
省略		

記入要領 1 省略

2 前月支出額との比率欄には、百分率をもつて各扶助費別及び合計欄について記入し、小数点以下1桁まで算出すること。

3 省略

第2条 生活保護法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第3号中 「

起 案	年 月 日
担 当 員	

」 を 「

起 案	年 月 日
担 当 員	

」 に改める。

様式第26号の2の次に次の2様式を加える。

様式第26号の3（第8条の2関係）生活保護法第24条第8項の規定に基づく通知書

## 生活保護法第24条第8項の規定に基づく通知書

第 号  
年 月 日

様

地方局長 印

あなたの にご当たる さん（住所 ）に対して、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の開始を決定しますので、同法第24条第8項の規定に基づき通知します。

氏 名	
保護の開始の申請があつた日	

(参考)

生活保護法（抜粋）

（保護の補足性）

- 第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- 3 省略

（申請による保護の開始及び変更）

第24条 省略

2～7 省略

- 8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

9・10 省略

民法（抜粋）

（扶養義務者）

- 第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
- 2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。
- 3 省略

※「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当局において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。



様式第26号の4（第8条の2関係） 生活保護法第28条第2項の規定に基づく報告依頼書

## 生活保護法第28条第2項の規定に基づく報告依頼書

第 号  
年 月 日

様

地方局長

印

あなたの 当たる さん（住所 ）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を {申請して / 受けて} いますが、同法では、民法（明治29年法律第89号）に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など保護の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっています。

つきましては、保護の {決定上 / 実施上} 必要がありますので、あなたが扶養義務を履行しない理由について、 年 月 日までに報告いただきますようお願いいたします。

※「民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とは、当局において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

(特記事項)

(担当者 )

(参考)

生活保護法（抜粋）

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 省略

(報告、調査及び検診)

第28条 省略

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

3～5 省略

民法（抜粋）

(扶養義務者)

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 省略

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第40号に次のように加える。

様式第40号(その3) はり・きゆう

(表)

はり・きゆう

年 月分

地区担当員

㊟

取扱担当者

㊟

生活 保護 法 施 術 券	交付番号	有効期間 日から 日まで	施術開始日 年 月		1 単 給 2 併 給	
	患者氏名 ( 歳) 男 女		居住地			
施 術 報 酬 料	傷病名 1 神経痛 2 リウマチ 3 頸腕症候群 4 五十肩 5 腰痛症 6 頸椎捻挫後遺症 7 その他 ( )		はり・きゆう師氏名			
	初回施術年月日 年 月 日	実日数 日	既施術回数 回	転 帰	治癒・中止	
施 術 報 酬 料	① 初検料 1 はり 2 きゆう 3 はり、きゆう併用		円	摘 要		
	②	はり	円× 回=	円		
		きゆう	円× 回=	円		
		はり、きゆう併用	円× 回=	円		
請 求 明 細 書	電療料 1 電気針 2 電気温灸器 3 電気光線器具		円× 回=	円		
	③ 往療料 2キロメートルまで 加算 ( キロメートル)		円× 回=	円		
請 求 明 細 書	施術日 通院○ 往療◎	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31			
	④ 合計金額 (①+②+③)		請 求		※ 決 定	
			円		円	
	※⑤ 社保負担 (健・共) 有・無 割		円		円	
	※⑥ 本人支払額 円		円		円	
⑦ 差引請求 (支払) 金額 (④-⑤-⑥)		円		円		

※地方局長 印

請 求 書	(患者氏名) _____に係る上記明細書による施術料を請求します。 年 月 日	
	地方局長 様	住所 指定施術者 氏名 ㊟
委 任 状	上記金額の受領を _____ 師(会)長(氏名) に委任し 年 月 日	
		住所 指定施術者 氏名 ㊟

(裏)

(はり・きゆう)

はり・きゆう師へのお知らせ

- 1 患者の本人支払額は、施術報酬請求明細書の「⑥本人支払額」欄に記入された金額ですから、窓口で徴収してください。
- 2 施術券の有効期間の延長を必要と認めたときは、直ちに地方局に連絡の上、補正を受けてください。この場合、連絡がないと減額されることがありますから、注意してください。
- 3 施術券の各欄又は施術報酬請求明細書の「⑤社保負担(健・共)」欄若しくは「⑥本人支払額」欄に必要事項の記入のないもの及び施術券に地方局長印のないものは、無効ですから、地方局に返送してください。
- 4 「初回施術年月日」欄には、費用負担関係にかかわらず、その傷病についての初回施術年月日を記入してください。
- 5 「①初検料」欄は、該当する項目を○で囲んでください。
- 6 「摘要」欄には、往療を要する理由等を記入してください。
- 7 施術報酬請求明細書について下記事由に該当する場合は、返戻されることがありますから、注意してください。
  - (1) 請求書の氏名及び押印漏れ
  - (2) 初回施術年月日及び既施術回数の記入漏れ
  - (3) 加算の対象となる往療距離の記入漏れ
  - (4) その他記載不備

(記入上の注意)

※印の欄には、記入しないでください。

患者へのお知らせ

- 1 併給の場合で、別に保護変更決定通知書を交付しないときは、本券をもってこれに代えます。
- 2 この施術券で施術を受けることのできる期間は、「有効期間」欄に記入された日数です。
- 3 あなたが直接支払う額は、「⑥本人支払額」欄に記入された金額ですから、窓口で支払ってください。

なお、本人支払額が支払われていない場合には、保護の変更、停止又は廃止が行われることもあります。
- 4 施術者及び地方局長の指示及び指導に従って療養に専念してください。
- 5 施術を受けている期間は、その疾病については、指定医療機関の医療を受けることはできませんから、注意してください。
- 6 施術が終わったとき、又は施術を中止したときは、速やかにその旨を地方局長に届け出てください。
- 7 施術券は、他人に譲ったり、使用させてはいけません。

様式第41号及び様式第42号を次のように改める。

**様式第41号及び様式第42号** 削除

様式第66号の次に次の 4 様式を加える。

様式第66号の2（第23条の2関係） 就労自立給付金支給申請書

## 就 労 自 立 給 付 金 支 給 申 請 書

次のとおり、就労自立給付金の支給について、必要書類を添えて申請します。

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類

## 3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男・女	年 月 日 ( 歳)
	男・女	年 月 日 ( 歳)
	男・女	年 月 日 ( 歳)
	男・女	年 月 日 ( 歳)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者 住所又は居所

氏 名

印

地方局長 様

## 記入上の注意

偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受けた場合、生活保護法（昭和25年法律第144号）第85条第2項又は刑法（明治40年法律第45号）の規定によつて処罰されることがあります。

様式第66号の3 (第23条の2関係) 就労自立給付金支給(不支給)決定調書

就 労 自 立 給 付 金 支 給 ( 不 支 給 ) 決 定 調 書						
ケース番号		対 象 者 氏 名			世 帯 構 成	
決 裁	年 月 日	課長 主幹 指導員	施 行	年 月 日	起 案	年 月 日
					担当員	
就 労 自 立 給 付 金 支 給 ( 不 支 給 ) 決 定 伺						
次のとおり決定してよろしいか。また、御決裁の上は、例文により通知してよろしいか。						
就 労 自 立 給 付 金 支 給 決 定 欄						
算定対象期間		収入充当額	算 定 率	積 立 額		
年 月 日から		円	%	円		
年 月 日まで						
年 月 日から						
年 月 日まで						
年 月 日から						
年 月 日まで						
年 月 日から						
年 月 日まで						
積 立 合 計 額				円		
上 限 額				円		
支 給 額				円		
支 給 ( 不 支 給 ) 決 定 理 由						
支 給 日 及 び 支 給 方 法						

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第66号の4（第23条の2関係） 就労自立給付金支給決定通知書

## 就 労 自 立 給 付 金 支 給 決 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

地方局長 印

年 月 日付けで申請された生活保護法（昭和25年法律第144号）による就労自立給付金を、次のとおり支給することに決定したから通知します。

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 支給日及び支給方法
- 5 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。
- (2) この決定の取消しの訴えは、(1)の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。
  - ア 審査請求があつた日から50日を経過しても裁決がないとき。
  - イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り、一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。



様式第66号の5（第23条の2関係） 就労自立給付金不支給決定通知書

## 就 労 自 立 給 付 金 不 支 給 決 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

地方局長 印

年 月 日付けで申請された生活保護法（昭和25年法律第144号）による就労自立給付金については、次の理由により支給しないことに決定したから通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から50日を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 1 不支給の理由
- 2 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

様式第69号の次に次の 1 様式を加える。

様式第69号の2（第26条の2関係） 徴収金納入申出書

## 徴 収 金 納 入 申 出 書

私は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第78条の2の規定に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、同法第78条第1項の規定に基づく徴収金のうち貴地方局と協議して定める額について、当該保護金品等の交付期日をもつて納入する旨を申し出ます。

なお、次の内容について確認するとともに、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限り、本申出に基づき、徴収金を全て納入するまで保護金品等から納入に充てるものとします。

- 1 生活保護制度は、全額公費によつてその財源が賄われていることから、不正受給はあつてはならない。不正受給があつた場合、生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 2 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は、「不実の申請」であると判断される場合があること。
- 3 徴収金の納入に際して、一括して納入することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から納入に充てること。

年 月 日

住所又は居所

氏 名

⑨

地方局長 様

年 月 日

私は、本申出に基づき、 年 月分からの保護金品等から毎月  
円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第78条第1項の規定  
に基づく徴収金の納入に充てるものとします。

(愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部改正)

第3条 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則(昭和39年愛媛県規則第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(履行延期の特約等に関する権限の地方局長への委任)</p> <p><b>第42条の2</b> 生活保護法(昭和25年法律第144号)の保護費に係る費用返還及び費用徴収並びに就労自立給付金に係る費用徴収に関する債権については、前条に規定する知事の権限を、所轄の地方局長に委任する。この場合において、同条中「知事」とあるのは「地方局長」と読み替えるものとし、第4条の規定は、適用しないものとする。</p>	<p>(履行延期の特約等に関する権限の地方局長への委任)</p> <p><b>第42条の2</b> 生活保護法(昭和25年法律第144号)の保護費に係る返還及び徴収 _____ に関する債権については、前条に規定する知事の権限を、所轄の地方局長に委任する。この場合において、同条中「知事」とあるのは「地方局長」と読み替えるものとし、第4条の規定は、適用しないものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の生活保護法施行細則様式第14号別紙3の規定による同意書は、同条の規定による改正後の生活保護法施行細則様式第14号別紙3の規定による同意書とみなす。

3 第2条の規定による改正後の生活保護法施行細則様式第40号(その3)の規定は、この規則の施行の日以降の施術に係る請求分について適用し、同日前の施術に係る請求分については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第808号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間を次のとおり告示する。

平成26年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 男子(平成26年度3・4月採用分)  
平成26年 8月 1日(金)から  
9月 9日(火)まで
- 2 女子(平成26年度3・4月採用分)  
平成26年 8月 1日(金)から  
9月 9日(火)まで

○愛媛県告示第809号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成26年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 平成26年 9月19日(金)	松山市味酒町一丁目10番2号	ゴールドビル味酒	県内全域
(男子) 平成26年 9月20日(土)	新居浜市坂井町二丁目3番18号	新居浜テレコムプラザ	四国中央市、新居浜市及び西条市
	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市民会館	今治市及び越智郡
	松山市味酒町一丁目10番2号	ゴールドビル味酒	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡
	大洲市大洲1番地甲ノ5	大洲市肱南公民館	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
	宇和島市曙町1番地	宇和島市役所	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡

(女子) 平成26年 9月28日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
------------------------	---------------	------------	------

○愛媛県告示第810号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
今治市	常盤町6丁目等 6単位	平成24年度から 平成25年度まで	今治市の 地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成26年 7月 1日

○愛媛県告示第811号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和

24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成26年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	田野・中川地区	平成26年 3月12日

○愛媛県告示第812号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成26年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
湛水防除事業	壬生川北地区	平成26年 3月20日

○愛媛県告示第813号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	宇和島市吉田町法花津字宮ノ浦1番耕地220番4から 同字1番耕地224番2まで	旧	メートル 9.2~21.4	キロメートル 0.035	
			新	12.0~22.6	0.035	

○愛媛県告示第814号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	宇和島市吉田町法花津字宮ノ浦1番耕地220番4から 同字1番耕地224番2まで	平成26年 7月 1日

訓 令

○愛媛県訓令第9号

庁 中 一 般  
地 方 局

愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前								
別表第5(第4条関係) 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項						別表第5(第4条関係) 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項								
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者						知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹					部長	局長	課長
保健福祉課	1・2 省略						保健福祉課	1・2 省略						
	3 生活保護法の施行に関する事務	1・2 省略					3 生活保護法の施行に関する事務	1・2 省略						
		3 保護施設の改善命令等(第45条第1項、第2項、第4項)						3 保護施設の改善命令等(第45条_____)						
		4 保護施設の管理規程の届出の受理(第46条第2項)												
		5 省略						4 省略						
		6 省略						5 省略						
		7 医療機関の指定、指定の更新並びに指定の取消し及び効力の停止(第49条、第49条の3第1項、第51条第2項、第83条の2)						6 医療機関の指定及び_____指定の取消し、_____(第49条、第51条_____)						
		8 省略						7 省略						
		9 指定医療機関への個別指導及び報告命令等(第50条第2項、第54条第1項)						8 指定医療機関への個別指導及び立入検査(第50条、第54条_____)						
		10 介護機関の指定並びに指定の取消し及び効力の停止(第51条第2項、第54条の2第1項、第4項)						9 介護機関の指定及び_____指定の取消し、_____(第51条第2項、第54条の2第1項、第4項)						
		11 省略						10 省略						
		12 指定介護機関への個別指導及び報告命令等(第50条第2項、第54条第1項、第54条の2第4項)						11 指定介護機関への立入検査_____ (第50条第2項、第54条第1項、第54条の2第4項)						

	13 助産機関及び施術機関の指定並びに指定の取消し及び効力の停止（第51条第2項、第55条）																		
	14 助産機関及び施術機関への個別指導及び報告命令等（第50条第2項、第54条第1項、第55条第2項）																		
	15 生活保護の決定及び実施並びに就労自立給付金の支給に係る不服申立て（第64条、第65条）																		
	16 省略																		
	17 省略																		
4～16 省略																			
4～16 省略																			

（愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正）

**第2条** 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前							
<b>別表第3</b> （第4条関係） 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項					<b>別表第3</b> （第4条関係） 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項							
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			局長	部 長	課 長				主 幹	局長	部 長	課 長
地域福祉課	1 省略					地域福祉課	1 省略					
	2 生活保護法の施行に関する事務	1 保護の開始及び変更に伴う保護の種類、程度及び方法に関すること（第24条、第25条、第30条から第37条の2まで）。					2 生活保護法の施行に関する事務	1 保護の開始及び変更に伴う保護の種類、程度及び方法に関すること（第24条、第25条、第30条から第37条まで）。				
	2～4 省略						2～4 省略					
	5 保護費の支給事務に関すること（第30条から第37条の2まで）。						5 保護費の支給事務に関すること（第30条から第37条まで）。					
	6 市町及び地方独立行政法人が設置する保護施設の設置及び廃止等の届出の受理（第40条第2項、生活保護法施行規則第7条）						6 市町及び地方独立行政法人 が設置する保護施設の設置 _____ の届出の受理（第40 条第2項 _____）					
	7～9 省略						7～9 省略					
	10 保護施設の改善命令等（第45条第1項、第2項、第4項）						10 保護施設の改善命令等（第45条 _____）					
	11～13 省略						11～13 省略					

14	保護の変更等を必要とする事由の発生の届出の受理（第48条第4項）				—
15	就労自立給付金の支給に関すること（第55条の4第1項、第55条の5）。				—
16	保護費の費用返還及び費用徴収に関すること（第63条、第77条、第78条第1項、第78条の2第1項、第80条）。				
17	指定医療機関等からの返還額の徴収に関すること（第78条第2項）。				—
18	就労自立給付金の費用徴収に関すること（第78条第3項、第78条の2第2項）。				—
19	保護費の費用返還及び費用徴収並びに就労自立給付金の費用徴収に係る履行延期の特約等に関すること（愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則第42条）。				
20	省略				
21	省略				
22	省略				
23	省略				
24	省略				
25	省略				
26	省略				
27	省略				
28	省略				
3～29	省略				

備考 福祉室においては、この表組織名の欄中「地域福祉課」とあるのは「福祉室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあり、及び「主幹」とあるのは「室長」として、同表2の部1の項から5の項まで、11の項、14の項から18の項まで及び20の項から24の項までの規定を適用する。

14	保護費の費用返還及び徴収____に関すること（第63条、第77条第2項、第78条____、第80条）。				
15	保護費の費用返還及び徴収____に係る履行延期の特約等に関すること（愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則第42条）。				
16	省略				
17	省略				
18	省略				
19	省略				
20	省略				
21	省略				
22	省略				
23	省略				
24	省略				
3～29	省略				

備考 福祉室においては、この表組織名の欄中「地域福祉課」とあるのは「福祉室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあり、及び「主幹」とあるのは「室長」として、同表2の部1の項から5の項まで、11の項、14の項及び16の項から20の項\_\_\_\_までの規定を適用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。